63歳	19.56002	23.53699	92歳	5.10809	6.36169
64歳	18.98451	22.92999	93歳	4.80005	5.92209
65歳	18.40705	22.31860	94歳	4.51064	5.50473
66歳	17.82841	21.70329	95歳	4.23823	5.11150
67歳	17.24942	21.08451	96歳	3.98164	4.73624
68歳	16.67164	20.46197	97歳	3.74091	4.38411
69歳	16.09692	19.83639	98歳	3.51700	4.05524
70歳	15.52705	19.20839	99歳	3.31134	3.75065
71歳	14.96247	18.57848	100歳	3.12372	3.47018
72歳	14.40378	17.94706	101歳	2.94797	3.21190
73歳	13.85167	17.31549	102歳	2.77717	2.97183
74歳	13.30611	16.68375	103歳	2.61065	2.74785
75歳	12.76688	16.05186	104歳	2.45482	2.55184
76歳	12.23364	15.41990	105歳	2.31406	2.38488
77歳	11.70598	14.78842	106歳	2.17407	2.22939
78歳	11.18418	14.15868	107歳	2.02939	2.08428
79歳	10.66954	13.53195	108歳	1.87096	1.94830
80歳	10.16297	12.90969	109歳	1.68284	1.81946
81歳	9.66621	12.29369	110歳	1.43610	1.69463
82歳	9.17896	11.68466	111歳（男子にあっては111歳以上）	1.07658	1.56801
83歳	8.70395	11.08579			
84歳	8.24229	10.49928	112歳	—	1.42816
85歳	7.79385	9.92620	113歳	—	1.25097
86歳	7.35806	9.36693	114歳以上	—	0.98300
87歳	6.93655	8.82243			
88歳	6.53192	8.29383			

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

二のホ中「林業専攻課程」を「旧林業専攻課程」に改め、二のヘを次のように改める。

ヘ　京都府立林業大学校（森林林業科に限る。）

二に次のように加える。

ト　島根県立農林大学校（林業科に限り、旧島根県立農業大学校（森林管理科及び森林総合課程に限る。）を含む。）

○農林水産省告示第八百六十号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十四条第一項第三号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

二のホ中「林業専攻課程」を「旧林業専攻課程」に改め、二のヘを次のように改める。

ヘ　京都府立林業大学校（森林林業科に限る。）

二に次のように加える。

ト　島根県立農林大学校（林業科に限り、旧島根県立農業大学校（森林管理科及び森林総合課程に限る。）を含む。）

○農林水産省告示第八百六十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

別表第一北海道の項を次のように改める。

北海道	きたほなみ（※）	日本麺の製造用
	きたもえ	日本麺の製造用
	ホクシン（※）	日本麺の製造用
	ホロシリコムギ	日本麺の製造用
	キタノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	はるきらり	パン又は中華麺の製造用
	ハルユタカ	パン又は中華麺の製造用
	春よ恋	パン又は中華麺の製造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用
	タクネコムギ	醸造用

別表第一群馬県の項を次のように改める。

群馬県	きぬの波（※）	日本麺の製造用
	さとのそら	日本麺の製造用
	つるぴかり（※）	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ダブル八号	パン又は中華麺の製造用

別表第一千葉県の項を次のように改める。

千葉県	農林六一号	日本麺の製造用
	ユメシホウ	パン又は中華麺の製造用

別表第一愛知県の項及び三重県の項を次のように改める。

愛知県	イワイノダイチ（※）	日本麺の製造用
	きぬあかり（※）	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用